

## 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会設置要綱（案）

制定 平成30年12月 1日

改正 令和 元年 月 日

### （目的及び設置）

第1条 北海道新幹線新小樽（仮称）駅開業を見据え、その効果を最大限に活用した魅力あるまちづくりを目的として、「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画」に基づき、官民が一体となってアクションプランの作成や取組を推進する、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- （1）新小樽（仮称）駅周辺のまちづくりに関すること
- （2）新幹線開業に向けた2次交通対策、ソフト対策に関すること
- （3）その他目的の達成に必要な事項

### （組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

### （役員）

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 若干名
- （3）監 事 2 名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会務及び会計を監査する。

### （会議）

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

### （専門部会）

第6条 協議会には、具体的かつ専門的に調査、検討を行うため、専門部会を置くことができる。

### （事務局）

第7条 協議会の事務局は、小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室及び小樽商工会議所内に置く。

(解散)

第8条 協議会は、第1条に規定する目的を達成したときに解散する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。